

別紙 1

仕様書

1. 業務の名称 下関市立歴史博物館電気設備等保守点検業務
2. 実施場所 下関市立歴史博物館（下関市長府川端二丁目 2 番 27 号）
3. 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
4. 業務内容 下関市立歴史博物館電気設備等の保守及び点検
5. 点検回数
 - (1) 年 2 回
 - ・前期：契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで
 - ・後期：令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
 - (2) 受託者は、業務の実施に当たって、事前にその予定を委託者と協議しなければならない。
6. 安全対策
 - (1) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守の上、安全対策を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、業務中に委託者又は第三者に損害を与えたときは、速やかに委託者に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。
 - (3) 事故等の発生については、委託者に重大な過失があった場合を除き、委託者は、その責めを負わない。
7. 保守物件及び保守内容
 - (1) 自家発電設備
 - ・設備内訳

名 称	設置場所	数 量
屋内キュービクル型（PX-225MSR(BB)）	自家発電機室	1 台
 - ・保守点検の内容
 - (a) 発電機室等点検
 - (b) 本体基礎部点検
 - (c) 原動機点検整備
 - (d) 発電機点検整備
 - (e) 制御盤類点検整備
 - (f) 始動用類点検整備

(g) 絶縁抵抗測定

(h) 運転機能点検

※点検項目及び点検内容は、国土交通省が制定した「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」表3.4.1に基づくものとする。

・消耗品の交換

後期の点検時に下記消耗品の取替えを行うこと。

- ① オイルエレメント 一式
- ② 燃料エレメント 1 個
- ③ エンジンオイル 3 7 リットル
- ④ 冷却水不凍液 1 1 リットル

(2) 監視カメラ設備

・設備内訳

名称	設置場所	数量
デジタルレコーダー(C-DR164-20)	事務室	1 台
カメラドライブユニット(C-PV095)	事務室	1 台
カメラドライブユニット(C-PV045)	事務室	1 台
1 9 型液晶モニター(C-LC194)	事務室	1 台
	警備室	1 台
ドーム型カラーカメラ(C-CV250-2)	常設展示室	2 台
	企画展示室	2 台
	展示前室	1 台
	展示準備室	1 台
	収蔵庫前室	1 台
	警備室前廊下	1 台
	エントランスホール	1 台
	ガイダンス交流室	1 台
屋外デイナイトカメラ(C-CV460D-3)	搬入室	1 台
	荷解室 ^{にとき}	1 台
	屋外東面	1 台

・保守点検の内容

(a) 外観点検

(b) 各機器の動作確認

(c) 各機器のクリーニング

(d) HDD 状態確認

(e) ログ確認

※点検項目及び点検内容は、国土交通省が制定した「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」表3.9.9に基づくものとする。

(3) 排煙設備

・設備内訳

名称	設置場所	数量
排煙機	屋上(排煙機置場)	1 台
排煙ダンパー	企画展示室天井裏	1 ヶ所
	展示室屋外	2 ヶ所

・保守点検の内容

- (a) 各操作スイッチ動作確認
- (b) 運転状況確認
- (c) 防火扉動作確認
- (d) 機器据付状態確認
- (e) 絶縁抵抗測定
- (f) 運転電流測定

※点検項目及び点検内容は、国土交通省が制定した「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）」表 6.3.4 及び表 6.3.5（B）に基づくものとする。

8. 設備配置

- (1) 自家発電設備：別図1 自家発電設備配置図のとおり
- (2) 監視カメラ設備：別図2 監視カメラ設備配置図のとおり
- (3) 排煙設備：別図3 排煙設備配置図のとおり

9. 提出物

- (1) 成果報告書
- (2) 業務写真

※業務完了後、速やかに委託者に提出すること。

10. 留意事項

- (1) 業務に関係ない場所への出入り及び物品の移動は禁止する。ただし、業務の都合上、やむを得ない場合は、委託者の許可を得ること。
- (2) 業務中、故意又は過失により、建物及び設備等を破損させた場合、受託者は原状回復に努めなければならない。なお、その場合の復旧に係る費用は、受託者の負担とする。

11. 検査

- (1) 成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。
- (2) 業務の成果が検査に合格しなかったときは、指定する期間内にその指導

に従いこれを補正すること。この場合においては、成果報告書を再度提出し、検査を行うこととする。

(3) 検査及び補正に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12. 委託料の支払

・年2回払い

各回の業務終了後、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の半額を委託者に請求するものとし、委託者は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に受託者に支払うものとする。

13. その他

(1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別記1 特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

(2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、下関市と受託者で協議の上、決定する。